

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱

農林水産省農林水産事務次官依命通知

制定 平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3709 号

改正 平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3464 号

改正 平成 29 年 3 月 27 日付け 28 経営第 2952 号

改正 平成 31 年 3 月 27 日付け 30 経営第 2395 号

改正 令和元年 5 月 8 日付け元経営第 2 号

第 1 趣旨

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成 30 年 11 月 27 日改訂）においては、「経済界の知識や知見も活用」して、生産性の向上や農業イノベーションにつながる取組を進めていくこととし、「経済界との連携」による先端モデル農業の確立を今後展開する施策として明記した。

このように、日本農業の競争力強化を図る上で、産業界・経済界と連携し、その先端技術やノウハウを農業界にも導入していくことが重要であるが、これまで農業界と経済界の連携の取組はあっても、広く農業経営の生産性向上を図りモデルとなる農業経営像を提示するまでには至っていない。

このため、本事業は、経済界で確立された技術を導入するもので、事業により得られた成果の普及対象や方法に明確な戦略を有する取組を重点的に支援することで、生産性向上等の効果が一層見込める農業界と経済界の連携を創出し、日本農業全体の競争力強化に資することを目的とする。

第 2 事業内容

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業（以下「本事業」という。）において実施する事業内容は、以下のとおりとする。

- 1 農業を営む法人・個人（以下「農業法人等」という。）と農業以外の業種の企業等（以下「企業等」という。）が連携して行う生産コストをはじめ農業経営全体に係るコストの低減や収益性向上等を目的とした先端技術・ノウハウ・ビジネスモデルの実証（以下「連携プロジェクト」という。）
- 2 連携プロジェクトの進捗管理や評価、広報など本事業全体の統括・運営に関する業務（以下「事業統括業務」という。）

第 3 連携プロジェクト

連携プロジェクトに関しては、平成 29 年度及び平成 30 年度に既に採択されたプロジェクトであって、次に掲げる規定によるものとし、その他の留意事項等については別記 1 のとおりとする。

なお、連携プロジェクトを実施する者を「連携プロジェクト実施主体」というものとする。

1 連携プロジェクトの内容

本事業の対象となる先端技術・ノウハウは、原則、これまで経済界で確立され

ているが農業分野では実用化されておらず、3年間程度で実用化を試みようとするものとし、事業終了後には成果を広く普及しようとするものとする。
先端技術・ノウハウの種類や内容には、特段の制限を設けないこととする。

2 連携プロジェクト実施主体

連携プロジェクト実施主体は、農業法人等と企業等のそれぞれ1者以上が参加し、必要に応じて研究機関や地方自治体等の関係団体・企業の参画を得て構成する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農業法人等と企業等が連携して形成する組織（コンソーシアム。以下「連携組織」という。なお、連携組織に係る詳細は参考1のとおりとする。）
- (2) 農業法人等と企業等が共同で出資して設立する法人

3 連携プロジェクトの実施体制

連携プロジェクトの実施主体は、次に掲げる実施体制を整備するものとする。

- (1) 上記2の(1)の場合、連携プロジェクトの管理運営において中心的な役割を担う者を農業法人等及び企業等の双方からそれぞれ「代表者」として定めること。また、双方の代表者のうちどちらかを「総括代表者」として定めること。
- (2) 上記2の(1)の場合、連携プロジェクトに係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有する者を「経理担当者」として定めること。連携プロジェクト事業に係る経理は、独立の帳簿により他の経理と区分して管理することとし、経理担当者はこれを的確に実施できる者とする。
- (3) 上記の総括代表者、代表者、経理担当者が個人でない場合は、当該農業法人等又は企業等の役員・従業員等の中から担当者を指定すること。
- (4) 上記2の(2)の場合、連携プロジェクトの管理運営において中心的な役割を担う者及び経理等の事務を責任を持って行う者を役員・従業員等の中から担当者として指定すること。

4 連携プロジェクト実施主体の要件

連携プロジェクト実施主体は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 連携プロジェクトを的確に遂行するに足る組織、人員、能力等を有していること。
- (2) 連携プロジェクトを円滑に遂行するための財政基盤を有していること。
- (3) 連携プロジェクト終了後に、連携プロジェクトの成果として実用化・商品化された技術やノウハウを広く普及するに足る能力等を有していること。

第4 事業統括業務

事業統括業務に関しては、次に掲げる規定によるものとし、その他の留意事項等については別記2のとおりとする。

なお、事業統括業務を実施する者を「事業実施主体」というものとする。

1 事業統括業務の内容

事業実施主体は、以下の事務を行うものとする。

なお、(1)については、規約及び事業計画を作成又は修正した場合には、

農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）の承認を得るものとする。

- (1) 事業実施に当たっての規約及び事業計画の作成
- (2) 連携プロジェクトの進捗状況の管理
- (3) 連携プロジェクトの評価及び成果普及状況の評価
- (4) 連携プロジェクトの広報
- (5) 農業法人等と企業等の連携体制の構築支援（マッチング）

2 事業実施主体

事業実施主体は、本事業全体の統括・管理を行うことのできる公募選定団体（経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。）とする。

3 事業実施主体の要件

事業実施主体は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (2) 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員、能力等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するための財政基盤を有していること。
- (4) 連携プロジェクトについての評価や広報等を行う能力を有していること。

第5 補助金の交付等

1 補助金の交付

- (1) 連携プロジェクト実施主体に対する助成は、事業実施主体が行うものとする。
- (2) 事業実施主体に対する助成は、国が行うものとする。

2 補助対象経費

補助率の算定に当たっての基礎となる補助対象経費の範囲及び留意事項については、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

3 補助率及び補助金上限等

- (1) 連携プロジェクト実施主体に対する補助率及び補助金上限は、次に掲げるとおりとする。
 - ① プロジェクト1年度目に関しては、別表1の1に掲げる補助対象経費の1/2以内を助成。助成の上限は、3,000万円。
 - ② プロジェクト2年度目及び3年度目に関しては、別表1の2に掲げる補助対象経費の1/2以内を助成。助成の上限は、1,500万円。
- (2) 国は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して補助する。

第6 事業実施期間

- 1 連携プロジェクトの実施期間は、年度単位とし、原則として開始年度を含めた3年度以内とする。
- 2 事業統括業務の実施期間は、1年度とする。

第7 事業実施主体及び連携プロジェクト実施主体の責務

- 1 国は、本事業が適切に実施されているかどうかを確認するため、事業実施主体及び連携プロジェクト実施主体に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができるものとする。この場合、事業実施主体及び連携プロジェクト実施主体は積極的に協力するものとする。
- 2 事業実施主体は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要と認めるときは、指名する職員等に連携プロジェクト実施主体の監査を行わせることができるものとする。この場合、連携プロジェクト実施主体は積極的に協力するものとする。
- 3 事業実施主体及び連携プロジェクト実施主体は、事業の実施過程において知り得た業務上の秘密に属する情報を適切に取り扱わなければならない。
- 4 連携プロジェクト実施主体は、事業終了後において、本事業の成果として実用化・商品化された技術やノウハウを広く普及することに努めなければならない。
- 5 事業実施主体は、連携プロジェクトの普及に積極的に取り組むものとする。
また、連携プロジェクト実施主体は、事業実施主体が行う連携プロジェクトの広報に積極的に協力するものとする。

第8 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、国が実施する他の生産コスト削減等に向けた取組に配慮しながら推進するよう努めるものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、関係団体等と連携し、情報交換等を行い、効率的・効果的な事業実施に努めるものとする。

附則（平成26年4月1日付け25経営第3709号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月9日付け26経営第3464号）

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附則（平成29年3月27日付け28経営第2952号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月27日付け30経営第2395号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年5月8日付け元経営第2号）

- 1 この要綱は、令和元年5月8日から施行する。
- 2 この通知の施行による改正前の農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改

正後の様式によるものとみなす。

- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表1（連携プロジェクト実施主体の補助対象経費）

1 1年度目に対象となる経費

費目	内容
機械・施設等導入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証する技術・ノウハウ、ビジネスモデル等に係る機械・施設・設備等の購入及び工事等に要する経費 ・ 連携プロジェクトの実施に直接必要となる農業用機械・施設等の購入及び工事に要する経費、基盤整備、土壌改良等に要する経費 ・ 実証する技術・ノウハウ、ビジネスモデル等の試験・検証に必要な測定機器、実験器具等に要する経費
開発・改良費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証する技術・ノウハウ、ビジネスモデル等の開発・改良に必要な原材料、部品、サービス等の購入及び借用等に要する経費
外注加工費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証する技術・ノウハウ、ビジネスモデル等の開発・改良に必要な外注・委託等に要する経費
技術者人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証する技術・ノウハウ、ビジネスモデル等の開発・改良に必要な者の賃金手当、雑給、賞与、法定福利費、謝金等に要する経費
技術者旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証する技術・ノウハウ、ビジネスモデル等の開発・改良に必要な者の出張旅費、宿泊費、日当、自動車燃油費等
農業生産費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携プロジェクトの実施に直接必要となる種苗費、肥料・農薬費、素畜費、飼料費、敷料費、燃油費、光熱水費、農業用機械・施設等の償却費・借用費、人件費、外注費、地代、土地改良負担金等
諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携プロジェクトの運営・管理に必要な会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、借上費等に要する経費

2 2・3年度目に対象となる経費

上記1のうち、技術者人件費、技術者旅費及び農業生産費に含まれる費用。ただし、技術者人件費及び技術者旅費は、実証する技術・ノウハウ、ビジネスモデル等の開発・改良に必要な者が、実証現場において行う農業界からの改善要望に対応する経費に限る。

3 補助対象経費についての留意事項

- (1) 農業生産費の欄にある人件費の取扱いは、技術者人件費の使途に準じた取扱いとする。
- (2) 機械・施設等導入費は、原則として、取得単価が 50 万円以上であるものとし、財産管理台帳に記載するものとする。
- (3) 農業生産費については、原則として、連携プロジェクトと直接的に関連する範囲に限り対象とし、複数の圃場で実証する場合などで実証に要する支出の特定が困難な場合には、補助対象としない。

具体的には、連携プロジェクトの実施により、作物の生育や収穫に相当程度の影響やリスクがあるものについては、当該作物の生産から収穫に係る経費全体が補助対象となり得る。一部の作業のみを目的とする連携プロジェクトの場合などは、当該作業にかかる経費のみが補助対象となる。

例えば、稲作における基幹三作業は、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀であるが、連携プロジェクトの目的が「収穫作業の効率化」である場合は、これらのうち収穫作業に係る経費のみを補助対象とする。
- (4) 連携プロジェクトにおける外注費の取扱いについて、連携組織の構成員間での業務委託についても、適正な理由がある場合には補助対象とするものとする。
- (5) 連携プロジェクトにおける人件費の取扱いについては、参考 2 を参考とし、業務日誌等により管理するものとする。
- (6) 連携プロジェクトにより導入する農業用機械等については、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 農蚕第 2503 号農林水産省構造改善局長、農林水産省農蚕園芸局長、農林水産省畜産局長、農林水産省食品流通局長、林野庁長官通知。以下「整理合理化通知」という。）に示された基準を適用しない。
- (7) 事業費は、連携プロジェクトごとに 50 万円以上であるものとする。
- (8) 連携プロジェクトで取得した財産について、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けたものについては、修復を行うことができるものとする。
- (9) 補助対象経費を計上するに当たり、必要に応じて、別途その妥当性を説明できる資料を作成するものとする。

別表 2（事業実施主体の補助対象経費）

1 補助対象となる経費

費目	内容
有識者謝金	・ 事業統括業務を行うために必要な有識者への情報収集、会議出席等に要する謝礼
有識者旅費	・ 事業統括業務を行うために必要な有識者の情報収集、会議出席等に要する旅費
人件費	・ 事業統括業務を行うために必要な者の賃金手当、雑給、賞与、法定福利費、謝金等に要する経費
旅費	・ 事業統括業務を行うために必要な者の出張旅費、宿泊費、日当、自動車燃料費等に要する経費
事務等経費	・ 事業統括業務を行うために必要な会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、役務費、借上費等に要する経費
委託費	・ その他、事業総括業務の実施に必要な業務を他の者に委託するために必要な経費

2 補助対象経費についての留意事項

- (1) 事業統括業務における有識者謝金の取扱いについては、謝金単価を明確にした上で、業務日誌等により管理するものとする。
- (2) 事業統括業務における人件費の取扱いについては、参考 2 を参考とし、業務日誌等により管理するものとする。

別記 1

連携プロジェクトに係る留意事項等

第1 連携プロジェクトの対象となる技術

- 1 生産コストをはじめ農業経営全体に係るコストの低減や収益性向上等に資するもので、経済界で確立されている先端技術・ノウハウ、ビジネスモデル（既に農業分野への導入に向けた実証の取組実績があるなど、農業分野での実用化が可能と見込まれるものに限る。）を対象とする。
- 2 既に農業分野で実用化・商品化されている先端技術・ノウハウ、ビジネスモデルは、原則として対象としないが、それを改良して、新たに実用化・商品化を試みようとするものは対象となり得る。

第2 連携プロジェクト実施主体の制限

- 1 同一の連携プロジェクト実施主体が複数の連携プロジェクトの実施を行うことはできないものとする。
- 2 同一の農業法人等又は企業等が複数の連携組織の代表者となることはできないものとする。
- 3 同一の農業法人等又は企業等は複数の連携組織の構成員となることはできるものとする。

第3 連携プロジェクトの実施の流れ

1 規約等の作成

連携プロジェクト実施主体は、組織運営上必要となる事項を定めた規約を事業実施主体に提出するものとする。

2 連携プロジェクト実施計画の作成

連携プロジェクト実施主体は、連携プロジェクト実施計画（様式第1号）を作成し、これを事業実施主体に提出して承認を得るものとする。

また、次に該当する連携プロジェクト実施計画の重要な変更を行う場合には、承認手続に準じた手続を行うものとする。

- (1) 連携プロジェクトの新設又は廃止
- (2) 連携プロジェクト実施主体の変更
- (3) 連携プロジェクト実施期間の変更
- (4) その他連携プロジェクトの実施に重大な影響を及ぼす変更

3 連携プロジェクトの開始

連携プロジェクトについては、原則として、事業実施主体による補助金の交付決定後に着手するものとする。

ただし、連携プロジェクトの円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、連携プロジェクト実施主体はその理由を記した交付決定前着手届（様式第2号）を事業実施主体に提出するものとする。この場合、連携プロジェクト実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

4 2、3年度目の連携プロジェクトの補助対象期間について

2、3年度目の連携プロジェクトの補助対象期間は各年4月1日から翌年の3月31日までとする。

5 連携プロジェクトの実績報告

連携プロジェクト実施主体は、毎年度、事業実績報告（様式第1号）を作成し、翌年度の4月末日までに事業実施主体に提出するものとする。

6 連携プロジェクト終了後における報告

連携プロジェクト実施主体は、連携プロジェクト終了後2年間、成果普及状況報告（様式第3号）を作成し、毎年5月末日までに事業実施主体に提出するものとする。

7 2年度目以降の連携プロジェクトの実施について

連携プロジェクト実施主体は、プロジェクトの進捗状況と次年度の事業費用額を毎年2月中旬までに事業実施主体に提出し、次年度の実施計画について調整を受けるものとする。

第4 財産の取得、管理及びその他の留意事項

1 機械・施設等の導入についての手続等

(1) 連携プロジェクトにおいて機械・施設等を調達する場合には、あらかじめ施工方法等を決定した上で、必要に応じて実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書等）を作成するものとする。その上で、入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に努めるものとする。

<整備・保管する主な書類>

- ・ 実施設計書及び出来高設計書
- ・ 入札関係書類又は見積もり関係書類
- ・ 請負契約書
- ・ 工程表
- ・ 工事完了届及び現場写真

(2) 連携プロジェクト実施主体である連携組織の構成員間で機械・施設等の調達を行う場合には、(1)によらず随意契約によることも可とするが、製造原価相当額により調達するものとする。この場合、製造原価相当額であることを説明できる書類を作成するものとする。

<整備・保管する主な書類>

- ・ 取引の分かる契約書
- ・ 製造原価相当額であることを説明する書類

(3) 会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- ① 補助対象事業費の経理は、独立の帳簿により、他の経理と区分して行うものとする。
- ② 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

- ③ 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- ④ 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理の状況を明らかにしておくこと。

＜整備・保管する主な書類＞

- ・ 金銭出納簿
- ・ 関係書類（口座の写し、見積書、請求書、入出金伝票、領収書等）

2 財産の管理及び処分について

- (1) 連携プロジェクト実施主体は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第4号）を備え管理しなければならない。
- (2) 取得財産等のうち、処分を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（税抜き）以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- (3) 財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に相当する期間とする。なお、本事業で取得する機械・施設等については原則として同令別表六にある「機械及び装置」のうち「その他のもの」に該当するものとする。（この場合、その耐用年数は4年とされている。）
- (4) 連携プロジェクト実施主体は、処分制限期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「財産処分通知」という。）の規定を準用し、その旨事業実施主体に申請し、その承認を受けなければならない。
なお、連携プロジェクト実施主体が、処分制限期間内において、処分制限財産を関連事業者が無償譲渡又は無償貸付する場合には、財産処分通知の別表 1 の備考 3 の規定を準用し、国庫納付は不要とする。
- (5) 処分制限期間内において、処分制限財産の一部を改修・模様替えする場合であっても、当該財産の機能等を損なうことのない場合には、補助金等の交付の目的に反しない利用となることから、国庫納付は不要とする。
- (6) 連携プロジェクト実施主体（又は取得財産等の所有者）は、連携プロジェクトにより取得した財産について、連携プロジェクトの完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金等の交付の目的に沿って効率的な運用を図るものとする。

3 知的財産権の取り扱い

- (1) 連携プロジェクトの成果により得た特許権等の知的財産権は、連携プロジェクト実施主体又はその構成員（以下「連携プロジェクト実施主体等」という。）に帰属するものとする。
 - ① 連携プロジェクト実施主体等は、知的財産権の出願又は取得状況及び当該知的財産権の活用方針について、知的財産権出願・取得状況等報告書（様式第5号）により経営局長に報告するものとし、国は必要に応じて指導・助言を行うものとする。
 - ② 連携プロジェクト実施主体等は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促

進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

- (2) 知的財産権を取得した連携プロジェクト実施主体等は、当該知的財産権を①の活用方針に沿って活用し、商品化・実用化に取り組み、これを広く普及するよう努めるものとする。
- (3) 連携プロジェクト実施主体等が、連携プロジェクトの成果により得た知的財産権の全部又は一部を譲渡する場合には、知的財産譲渡報告書（様式第6号）により経営局長に報告するものとする。また、譲渡を受けた者が、連携プロジェクト実施主体等と同様に、①の活用方針に沿って商品化・実用化に取り組み、これを広く普及するよう促すものとする。
- (4) 連携プロジェクトの完了により、連携プロジェクト実施主体等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、事業終了後から5年間、補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付しなければならない。

4 その他の留意事項

- (1) 連携プロジェクトにより商品化・実用化した成果物については、連携プロジェクト実施主体の裁量により、これを販売等できるものとする。
- (2) 商品・サービス等の販売により利益が生じた場合の関係者間による分配方法等については、あらかじめ取り決めておくものとする。

別記2

事業実施主体に係る留意事項等

<事業実施主体における事業の流れ>

1 規約及び交付要綱の作成

事業実施主体は、組織運営上必要となる事項を定めた規約等を作成し、これを経営局長に提出して承認を得るものとする。

また、補助金の交付について必要な事項を定めた交付要綱を国の様式等に準じて定めるものとする。

2 事業運営計画の作成

事業実施主体は、事業運営計画（様式第7号）を作成し、これを経営局長に提出して承認を得るものとする。また、次に該当する事業運営計画の重要な変更を行う場合には、承認手続に準じた手続を行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業実施期間の変更

3 事業の開始

本事業については、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体はその理由を記した交付決定前着手届（様式第8号）を経営局長に提出するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

4 運営実績の報告

事業実施主体は、毎年度の事業の完了後、事業運営実績報告（様式第7号）を作成し、翌年度の4月末日までに経営局長に提出するものとする。

5 連携プロジェクトの推進状況の把握及び調整

事業実施主体は、連携プロジェクト実施主体が行う連携プロジェクトについて、推進状況を適切に把握し、必要な調整や助言等を行うものとする。また、各年度毎の連携プロジェクトの進捗状況と次年度の事業費用額を2月末までにとりまとめ、経営局長と協議の上、次年度の実施計画について調整を行うものとする。

6 連携プロジェクトの評価及び成果普及状況の評価

事業実施主体は、連携プロジェクト実施主体が行う連携プロジェクト（事業終了後においては、成果普及状況報告）について、次に掲げる観点等から評価を行うものとする。

また、当該年度に行った評価を取りまとめ、翌年度の6月末日までに経営局長に報告するものとする。

- (1) 事業効果（農業経営におけるコストの削減にどの程度の効果があったか。また、事業終了後においては実用化・商品化された技術やノウハウがどの程度普及されているか。）
- (2) 実証コスト及び実証期間（実証に要するコストや期間は適切か。）
- (3) 実証体制（実証に当たっての実施体制は適切か。）

7 連携プロジェクトの広報

事業実施主体は、連携プロジェクトの内容及び連携プロジェクトにより得られた成果について、国やマスメディア等と連携・協力し、広報に努めなければならない。

8 連携体制の構築（農業法人と企業等のマッチング）支援

事業実施主体は、農業法人と企業等の自主的な連携プロジェクトの実施に向けて、農業界と経済界のマッチング支援等を行うものとする。

参考 1

連携組織に係る留意事項等

1 連携組織の定義

連携組織として連携プロジェクトを実施しようとする者は、いわゆる「コンソーシアム」を形成する必要がある。本事業で規定するコンソーシアムとは、「2つ以上の個人、企業、団体（あるいはこれらの任意の組合せ）で構成する組織であって、共同の目的に沿った活動を行う法人格を有さない組織」とする。

2 コンソーシアムの設立手続

コンソーシアムの設立手続は次によるものとする。なお、連携組織は法人格を有さないため、法人登記の必要はない。

(1) 規約方式

規約を策定し、コンソーシアムを構成する各団体の同意を得る方法であり、この場合、次の要件を満たすことが必要となる。（民法（明治29年法律第89号）第667条の組合契約に該当。）

- ① 構成員が出資（労務等）して共同で事業を実施すること。
- ② 規約等の遵守等について、記名押印した同意書等により合意すること。

(2) 協定書方式

コンソーシアムを構成する各団体が協定を締結する方法であり、出資を伴わない（共同で事業を行うこと、協定書を遵守すること等について、協定書に記名押印する。）。

3 コンソーシアムにおける資金管理（口座開設、資金の流れ等）

コンソーシアムにおける管理は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) コンソーシアムが自ら資金管理を行う場合

- ① コンソーシアム名で連携プロジェクトに要する口座を新設する。
- ② 補助金はコンソーシアムが自ら受領し、これを各構成員において分配する。
- ③ コンソーシアムは自ら通帳及び帳簿等（補助金出納の記録等）を管理する。

(2) コンソーシアムの構成員（経理担当者）が資金管理を行う場合

- ① コンソーシアムの構成員（経理担当者）は、連携プロジェクトに要する口座を新設する。
- ② 補助金は経理担当者に振り込まれ、これをその他の各構成員に分配する。
- ③ コンソーシアム又は経理責任者は、代表機関の通帳及び帳簿等を管理する。

4 その他の留意事項

コンソーシアムは法人格を有しない任意組織であることから、契約行為や資金管理行為等において、様々な制約を伴うため、次のことに留意すること。

- (1) コンソーシアムの構成員が、コンソーシアムに代わり契約行為等を行う場合は、当該構成員の責任において実施する。
- (2) コンソーシアムに対しては、「パススルー課税」が適用されるため、構成員に課税される。
- (3) コンソーシアムは財産を取得できないため、構成員が財産を取得することに留意すること。このため、当該財産の管理も構成員が行うこと。
- (4) 連携組織は知的財産権を取得できないため、構成員が当該権利を取得することに留意すること。また、構成員間における持ち分の割合や利益配分等についてはあらかじめ取り決めること。

参考 2

人件費に係る留意事項について

1 正規職員の人件費

正規職員の人件費（支払上限額）は、原則として次の計算式により人件費時間単価を規定し、実働時間単位で算定すること。

また、この場合の支給基準額については、各組織における就業規則等を踏まえたものとする。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

（年間総支給額）

基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額。（ただし、時間外手当、食事手当などは除外する。）

（年間法定福利費）

健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分。

（年間理論総労働時間）

営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする。

2 非常勤職員の人件費

（1）非常勤職員の人件費（支払上限額）は、原則として次の計算式により算定する。

$$\text{人件費} = \text{時間単価} \times \text{直接作業時間数}$$

（時間単価）

契約締結時において決定した日額単価（就業規則等による）を基に算出する。

（直接作業時間数）

作業日誌を記録する等により把握し、算出する。

（2）また、勤務期間が6ヶ月以上の長期雇用となり、かつ支給条件等に該当する場合は、日額単価を基礎とし、次により賞与（期末勤勉手当）を支出することができる。なお、各組織において就業規則等による規定がある場合には、それにより支出する。

6 月期（1.87 月分）	期末 1.225 月分 + 勤勉 0.645 月分
12 月期（2.02 月分）	期末 1.375 月分 + 勤勉 0.645 月分

事業実施主体 宛

(連携プロジェクト実施主体名)

(総括代表者名)



令和〇〇年度 連携プロジェクト実施計画の申請について（実績報告について）

（農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業）

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3709 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 3 の 2 の規定に基づき、下記の連携プロジェクト実施計画の承認を申請します（別記 1 の第 3 の 5 の規定に基づき、下記の連携プロジェクト実績報告書を提出します。）。

記

事業計画（全体）	
平成 年度 ～ 令和 年度	
作成年度	令和 年度

令和〇〇年度 連携プロジェクト実施計画（実績報告）
（農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業）

1 連携プロジェクト実施主体の概要

名称	
所在地	
総括代表者 （担当者名）	
農業界側の代表者 （担当者名）	
経済界側の代表者 （担当者名）	
経理担当者 （担当者名）	
代表者以外の構成員	

（注）

- 1 連携プロジェクト実施主体の所在地は、総括責任者の主たる事務所の所在地とすることができる。
- 2 「総括代表者」、「代表者」、「経理担当者」の欄には、それぞれの組織名の他に、括弧書きで担当者名を記載するものとする。

2 連携プロジェクトの内容

テーマ	
目的	
具体的な取組内容	（１） 取組内容 （２） 構成員の役割分担

（注）本欄の「具体的な取組内容」には、適宜項目を追加するなどして、連携プロジェクトの内容がわかるようにすること。

3 連携プロジェクトのスケジュール

時期	活動内容	備考

（注）本欄の連携プロジェクトのスケジュール等について、実証期間が複数年度にわたる場合は、次年度以降のスケジュール等も記載すること。

4 連携プロジェクトの効果等

効果	※生産性向上等の効果について、定量的目標設定が妥当である理由を記載すること（根拠となるデータは参考資料として添付すること。）。
新規性	※農業分野で実用化されていない技術であるかを記載すること。
実現可能性	※3年以内に確立できる技術であることについて、農業分野での実用化に向けた課題と解決策を含めて記載すること。
普及可能性	※成果普及が広く見込まれることについて、普及を担当する者（企業名・部署等）、普及の対象となる営農類型及び経営規模並びに普及の方法等を含めて記載すること。

（注）実績報告書を提出する際には、それぞれの効果について定量的な分析を行い、これを報告するものとする。

5 経費の内訳

（単位：千円）

区分 （費目）	補助事業に 要する経費 （A+B）	負担区分		積算基礎等
		国庫補助金 （A）	その他 （B）	
（1年目）				
（2年目）				
（3年目）				
合計				

- （注）
- 1 経費の内訳については、単年ごとに複数年分を記載するものとする。
 - 2 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）は、実施要綱別表1に規定する費目に基づき計上すること。また、これ以外の費目は計上することができない。
 - 3 「積算基礎」欄には、積算方法や積算内訳及び積算における考え方などを記載すること。
 - 4 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。
 - 5 機械・施設等の導入に関しては、「積算基礎等」の欄に当該機械等の所有権を有する者を明記するとともに補助金以外の自己負担分の資金調達方法について記載するものとする。

6 その他の添付資料（任意）

- （注）（1）、（2）は実施計画の申請時に限る。
- （1）実施体制の分かるフロー図を添付すること。
 - （2）代表者となる構成員についての会社概要及び財務諸表（直近期のもの）等の資料を添付すること。
 - （3）その他、申請内容を補足する資料を添付すること。

事業実施主体 宛

(連携プロジェクト実施主体名)

(総括代表者名)



令和〇〇年度 交付決定前着手届
(農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業)

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱(平成26年4月1日付け25経営第3709号農林水産事務次官依命通知)別記1の第3の3の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、(連携プロジェクト実施主体名)が負担する。
- 2 交付金の交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 本事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更(事業の内容変更)は行わない。

区分	事業費		着手年月日	完了予定年月日
		うち国費		
	千円	千円		

理由

事業実施主体 宛

(連携プロジェクト実施主体名)

(総括代表者名)



令和〇〇年度 連携プロジェクトについての成果普及状況報告について
(農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業)

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱(平成26年4月1日付け25経営第3709号農林水産事務次官依命通知)別記1の第3の6の規定に基づき、下記のとおり、成果普及状況を報告します。

記

令和〇〇年度 成果普及状況報告
(農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業)

1 連携プロジェクト実施主体の概要

名称	
所在地	
総括代表者 (担当者名)	

- (注) 1 報告時点において、連携プロジェクト実施主体が解散等により消滅している場合には、原則として、総括代表者であった者が報告すること。
2 連携プロジェクト実施主体の所在地は、総括代表者の主たる事務所の所在地とすることができる。
3 「総括代表者」の欄には、組織名の他に、括弧書きで担当者名を記載するものとする。

2 連携プロジェクトの内容

テーマ	
目的	
本事業で得られた成果	

- (注) 本欄の「本事業の実施で得られた成果」には、商品化・実用化した商品やサービスを記載すること。

3 成果の普及状況

--

- (注) 成果の普及状況については、普及方法や販売状況等について、できるだけ具体的な数字等を用いて記載すること。

4 その他の添付資料（任意）

様式第4号

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）

連携プロジェクト実施主体名（総括代表者名）		事業実施年度	平成〇〇年度 ~ 令和〇〇年度
-----------------------	--	--------	-----------------

財産名	規格	数量	単価（円）	取得金額（円）	取得年月日	耐用年数（年）	処分制限年月日	保管場所	補助金額（円）	所有者名	備考

- （注） 1 備考欄には、財産を譲渡、交換、貸付、担保提供等した場合に記入する。また、譲渡先、交換先、貸付先の名称や補助金の返還等があった場合にはその金額等を記載する。
- 2 この書式での整理が困難な場合には、必要な資料を整備するものとする。

(事業実施主体名) 経由

農林水産省経営局長 宛

(連携プロジェクト実施主体名)

(総括代表者名)



令和〇〇年度 知的財産権出願・取得状況等報告
(農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業)

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱(平成26年4月1日付け25経営第3709号農林水産事務次官依命通知)別記1の第4の3の(1)の規定に基づき、下記のとおり、知的財産権の出願・取得状況等を報告します。

記

知的財産権の内容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	
知的財産権の活用方針	

(注) 備考欄には、譲渡に当たっての条件等について記載すること。

(事業実施主体名) 経由

農林水産省経営局長 宛

(連携プロジェクト実施主体名)

(総括代表者名)



令和〇〇年度 知的財産権譲渡報告
(農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業)

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3709 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 の第 4 の 3 の（3）の規定に基づき、下記のとおり、知的財産権を譲渡したので報告します。

記

内容	
種類・番号	
取得年月日	
譲渡する者	
譲渡される者 (連絡先)	
備考	

(注) 備考欄には、譲渡に当たっての条件等について記載すること。

農林水産省経営局長 宛

(事業実施主体名) 

令和〇〇年度 事業運営計画の申請について（事業運営実績報告について）
（農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業）

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3709 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 の 2 の規定に基づき、下記の事業運営計画の承認を申請します（別記 2 の 4 の規定に基づき、下記の事業運営実績を報告します。）。

記

令和〇〇年度 事業運営計画（事業運営実績報告）書
（農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業）

1 事業実施主体の概要

名称	
所在地	
代表者	
構成員	

2 事業の実施方針

<p>(1) 連携プロジェクト進捗状況の管理</p> <p>(2) 連携プロジェクトの評価及び成果普及状況の評価</p> <p>(3) 連携プロジェクトの広報</p> <p>(4) 農業法人等と企業等の連携体制の構築支援（マッチング）</p>

（注）本欄には、事業の実施に当たっての基本的な方針、業務推進体制、業務推進方法、特筆すべき創意工夫等について記載すること。

3 事業の活動内容

時期（年月）	活動内容	備考

（注）本欄には、年度単位での事業の活動内容について記載すること。

4 経費の内訳

(単位：千円)

区分 (費目)	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		積算基礎等
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合計				

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)は、実施要綱別表2に規定する費目に基づき計上すること。また、これ以外の費目は計上することができない。
- 2 「積算基礎」欄には、積算方法や積算内訳及び積算における考え方などを記載すること。
- 3 経費の必要性和本事業との関連性について記載すること。
- 4 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。
- 5 その他の添付資料(任意)

農林水産省経営局長 宛

(事業実施主体名)

令和〇〇年度 交付決定前着手届
(農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業)

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱(平成26年4月1日付け25 経営第3709号農林水産事務次官依命通知)別記2の3の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、(事業実施主体名)が負担する。
- 2 交付金の交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 本事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更(事業の内容変更)は行わない。

区分	事業費	うち国費	着手年月日	完了予定年月日
		千円		

理由

--